

第5回 市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会議事録

1 日時

令和3年(2021年)8月12日(木)午後2時~4時

2 場所

熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

3 委員(順不同)

出席委員：亀井委員、菊池委員、豊田委員、齊藤委員、梅田委員、西委員、
矢野委員、勝本委員、野口委員、宇治野委員、松葉佐委員

欠席委員：伊藤委員

4 次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 事務局説明

(1) 第4回会議議事録について

(2) 第4回会議における主な意見等

4 審議事項

(1) 報告書案について

5 閉会

(委員長)

それでは、本日の審議事項、意見交換に入りたいと思います。

本日の審議事項は報告書について御議論いただくということでございますが、これより意見交換に入りますが、その前に一つお願いがございます。今回が最後の検討委員会になりますので、本日は報告書案をもとに最終的な報告書をまとめなければなりません。それで、本日は各項目ごとに整理しながら議論を進めてまいりたいと思います。時間の制約もございませぬので、委員の皆様には御発言の際、報告書の訂正箇所やその修正案などを具体的にお示しただければと思います。

それでは早速、中身に入りたいと思います。

まず報告書案の10ページ、II市立幼稚園が担う役割と具体的な取組、1特別支援教育の充実に関して書かれております。

特別支援教育の充実に関しましては、(1)通級指導教室の拡充、(2)特別支援クラスの設置、(3)並行通園、(4)児童発達支援事業所との連携、この四つを示しています。

11ページの(1)通級指導教室の拡充ですが、本委員会では、通級指導を希望する全ての幼児を受け入れることができるよう、全ての市立幼稚園に、ことばの教室及びあゆみの教室を

順次設置し、加えて、小学校の空き教室等を活用して、全ての区に設置することが望ましいという方向性を事務局でまとめていただいております。

それから、12ページの(2)特別支援クラスの設置について、本委員会といたしましては、一部の私立幼稚園では特別支援クラスの入園希望に十分対応出来ていない現状はあるものの、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえると、市立幼稚園においては、こうした中度や軽度の障害のある幼児の特別支援クラスを望むニーズに対応するというのではなく、それよりも通常学級での受け入れ体制を充実していくべきであるという方向性、そのような御意見をまとめていただきました。

また、重度の障害のある幼児や医療的ケアが必要な幼児につきましては、今後、熊本市としても、人材育成を図りながら、特別支援クラスの設置についても継続して検討していくことが求められるという内容とともに、通常学級の中でも特別な配慮を必要とする幼児を積極的に受け入れるために、市立幼稚園の定員を35名から25名程度に見直し、職員体制の充実を図っていく、という内容も記載していただいております。

14ページ、(4)児童発達支援事業所との連携について。これにつきましては委員の御意見により事務局に追加していただいております。園と児童発達支援事業所を並行して利用している幼児というのは、重度の障害のある子どもたちだけではなく、多くは発達課題のある幼児、それから療育手帳や障害の診断のない幼児であるという御意見から事務局に新たに整理していただきました。

以上のように、特別支援教育の充実というこのような形でまとめていただいております。それにつきまして、御意見ありましたらお出しいただければと思います。じっくりお読みいただく時間もなかったかとは思いますが、検討委員会における意見というところを中心に見ていただくと、お考えやすいかなと思います。御意見ございませんか。

(委員)

事務局には、これまでの議論を踏まえてかなりたくさんの意見があったかと思いますが、集約していただいてよりよい報告書になったのではないかなと思っております。

特に重度のお子さんに対する、いわゆるそのケアというか、これからの方向性というか将来的な課題ではありますけれども、それをしっかりこの報告書の中に明記して頂いたというのは非常に重要なことではないかなと思います。

それで、全体に意見はないのですが、ちょっと報告書に残しておくべきではないかと思ったのが、(2)特別支援クラスの設置についての検討委員会における意見というところで、イ特別支援クラス（主に中・軽度の障害のある幼児3～5歳児を対象）の設置に関する意見というところで、ターゲットを明確にしたほうがいいのか、通常学級の定員を減らして手厚い体制を組むほうがいいのかといったような意見は反映していただいておりますが、議論の中で、3歳児・4歳児の入園時ぐらいで、重度なのか軽度なのか中度なのかを判別することが難しいし、またその基準をつくるのが難しいということが、かなり委員会での議論の中心ではなかったかなと思います。そこ辺りをちょっと加えて頂いた方がいいかなと思いました。

あとは誤字ですが、10ページの下から3行目「特別支援期教育」となっています。「期」

が要らないと思います。これを取る形でいただければと思いました。

(委員長)

委員の御意見で、13ページの1番上の枠のところ、ここに2項目示してございますが、もう一つ、3歳児の入園時点ではなかなか重度とか軽度とか判別が非常に難しい。その基準をつくるのが非常に難しいというような、そういう項目・内容を、もう一つ加えてはどうかというような御意見でした。皆さん方、御意見いかがですか。

(委員)

ちょっと関連するんですけど、12ページの13行目「なお、市立学校においては」というところからの文章、その上にインクルーシブ教育、通常学級で受入れを充実していくべきというところまではそのとおりだというふうに思います。その下の部分で、個別支援が必要な配慮枠を創設しというこの部分が、イでいう子どもたちのことを言うのかもしれませんが、配慮枠を創設ということ自体が、検討委員会の意見ということでもなかったような気がしますが、いかがでしょうか。

(委員長)

真ん中あたりのアンダーラインを引いたその下のところですね。「なお、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信するとともに」そのあと、「個別支援が必要な配慮枠（仮称）」などを創設し」というのが、ここが、この文言が必要かというような御意見だったかと思います。いかがでしょうか。

(委員)

加えて、この文章だけ読みますと、個別支援が必要な配慮枠を創設し、定員を減らすということは、配慮が必要な子どもたちがいて、1人の先生が25名を見るということではなかったと思います。加配をすると私は受け止めていまして、まずこの配慮枠はなかったのではないかと思いますし、この文章のままですと、35名から25名に減らすので、配慮枠の人たちも受け入れてくださいというふうに読み取れるのですがいかがでしょうか。

(委員長)

必要な配慮枠という文言は、この委員会の中では出てこなかったのではないかと、この文言はなくてもよいのではないかと御意見でしたが、そこについては皆さんの御意見、いかがですか。

(委員)

私もここをどういう意味かなのかなと思いました。その一つ上の行で、「特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信する」というところもですが、ここ

は、幼稚園にいるときも迷っていたところで、通常学級で受け入れますということで、園児数を増やしていくということになるのですが。それに、口コミもあり、小人数で手厚いからということで途中で公立に移ってくる人たちもいて、それはありがたいのですが…。その逆もあり、こんなに人数が少ないのだったら、別の幼稚園を考えますという方もいて、集団での育ちを求めてらっしゃる方も多くいらっしゃいます。実際、見学に来られて人数が少ないというところを心配して、小学校では集団が大きくなるので、家庭教育から幼稚園に移行するときに、もっと大勢の集団での教育を望んで、幼稚園に入園させたいという意見もあります。広く受け入れますという曖昧な表現で、どういう状況になるのかというのを思いました。

それから、支援の配慮枠となるとまたちょっと、そのニュアンスがどういうことになるのかなと思います。配慮枠というと、枠がいっぱいなのでお断りするということができるということになるのか…。そのとらえ方が難しいのではないかと思います。

(委員長)

難しいですが、ここのひと枠ですね。「なお、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信するとともに、「個別支援が必要な配慮枠(仮称)」などを創設し、通常学級の定員を現在の35名から25名程度に見直すことで職員体制の充実を図り、幼児一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育・保育を提供していくことが重要です。」

(委員)

この「通常学級の定員を現在の35名から25名程度に見直す」が、そのあとの「一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育・保育」にかかり、「」内(「個別支援が必要な配慮枠(仮称)」)がその理由づけになっているのではないかと。事務局のほうで、そういう意図があったのではないかと。

この「特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信するとともに、「個別支援が必要な配慮枠(仮称)」などを創設し」というのは、35名から25名程度に定員を縮小すると、より個別に手厚い保育や教育が可能であるという意味づけといいますか、理由づけということで、この文言を入れてあるのかなと思ったのですが、その辺のことを文章化された事務局に、その意図を聞いてみられたらいいかと思います。

(委員)

この配慮枠という言葉ですが、意見を出してくださいと言われたときに、私からこのような意見を一つ書かせていただきました。

この理由が、幼稚園の年中に20人いて、その中に3人支援が必要なお子さんがいらっしゃる。この7対3という状況が、なかなか指導する中で難しい。1人の担任に3人そういうお子さんがいて、支援の必要な子はほかにもいるので、加配の先生がいなくなるとその3人が方々に散ってしまっていて、それを一緒に活動するというふうに持っていくのが難しい。それと、やはり数の示す集団性みたいなのを指導するときに、その3人に1人ずつでも

先生がついていったら、もう今日目指すねらいの指導というのは難しい状況になっていく。だから、何人の中に何人というのが、実は指導している先生方にとってはとても大事なことだと考えています。

ですので、広く支援を頑張っていきたいと思っていますが、やはり通常学級の中で何人だったらそこを受け入れられるかというところは、やはり考えていかなければいけない現実かなと思っています。

委員からおっしゃっていただきましたが、支援が必要なお子さんとの関係性も保護者の中には感じ取っていらっしゃる方もいるので、そこをどう理解を進めていくかというのが私の仕事とは思っていますが、クラスの中が、なかなか落ちついていかないとか、そういう状況とかもありますので、この個別の支援が必要な配慮枠という言葉も、私は今回設定していただければと考え、園長会でも話して延べさせていただきました。

積極的に受け入れるということは、今までその数というのを示したことはなかったですが、それを示すことによって、こういう枠が設定されているということと、それにあわせて、そこに入らない、そこを望まないグレーゾーンの保護者の方もいらっしゃると思いますので、そういうことも含めて、幼稚園に子どもたちが集まってくるのかなと思います、このような意見を出させていただきました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。個別支援が必要な配慮枠という意味はおわかりいただいたかと思いますが、仮称になっていますので、この四行につきまして、この委員会として私たちの思いが伝わる表現ということになると、どういう表現がよろしいでしょうか。御意見があったらお願いいたします。

(委員)

文章をどうすればよいのかなというのを考えたときに、「なお、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信するとともに」という辺りが、ちょっと何か、むしろ障害のある子どもを募集しますっていったような感じがすごいですよね。

どちらかというと、SDGsの観点からも含めて、例えば広く、多様な障害のある子どもたちも含めて、多様な子どもたちを受け入れることを広く発信し、その次1回飛ばして、「通常学級の定員を現在の35名から25名程度に見直すことで職員体制の充実を図り、幼児一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育・保育を提供していくことが重要です。」とまず一旦切って、これを先ほどの35から25にするということの理屈づけは、しっかりとその一人一人の多様なニーズ、これを踏まえた保育をしていくんだということにまず集約してもらって、そのあとの文章で、個別支援が必要な配慮枠(仮称)、これは、今までの議論でいうと、比較的重度のお子さんのことを言っていたように思いますが、だとするとその下の段のほうにこっちをくっつけるほうがいいのかなど。

この下の段の文章が、もう全部「継続して検討していくことが求められます。」具体的には、

「個別支援が必要な配慮枠（仮称）」を創設するなどが考えられます。といったような形でしとくぐらいがいいんじゃないかなと私は思いましたが、いかがですか。

なお、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を含めて、幅広い対象のある、多様性のあるがいいかな、多様性のあるその子どもたちに対する保育の在り方について広く発信するとともに、通常学級の定員を現在の35名から25名程度に見直すことで、職員体制の充実を図り、幼児一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育・保育を提供していくことが重要です。更に、幼児の生命の安全管理上の課題から、個別の対応が望ましい比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児の受け入れについては、幼児の生命を守るための安全管理体制に看護師等を含む手厚い人的配置が必要なことから、私立の幼稚園等では対応が困難であると想定され、今後、市として人材育成等を行っていきながら、継続して検討していくことが求められます。具体的には、「個別支援が必要な配慮枠（仮称）」などを創設していくことが考えられます。というぐらいでいかがですか。考えられますじゃ駄目？

（委員）

すみません。配慮枠という意味合いとしては、委員がおっしゃっていただいている今後検討していく、重度・医療的ケアの必要なお子さんという意味で述べさせていただいたのではなかったの、その表現をそちらのほうにもっていくということに、少しどう考えていいのか思ったところです。

（委員長）

「個別支援が必要な配慮枠（仮称）」というのはそういう意味ではないということですかね。ほかに御意見、いい案がありましたら。

（委員）

私は委員のお考えはいいと思います。委員のおっしゃっている配慮枠というのは、何人かいいのかわからないですが、10人の中に1人か2人なら受け入れられるけれど、4人、5人となると担任1人ではちょっと難しいというところで、配慮枠があれば断れるという意味でしょうか。

幼稚園は小学校と違い、入園を断ることができる。学校だと学校区なので断ることはないのですけれど。やはり1番は安全上の問題で、どんなに受け入れたくても、5人も6人もということになると難しいと思います。そのための面接が幼稚園では行われているので、状況を見ながらお断りするということができる。その枠となると、例えば、3人枠があるのだったら、3人入れるというその枠を決めたいということをおっしゃっているのかなと思います。

できる限り多様なニーズに答えていく、ただ、無理な場合はお断りすることができるのかなと思いましたので。その枠というのは、一人一人すごく違うので、5人でも受け入れられるような場合もあると思います。療育手帳をお持ちで、重度の子どもさんでしたが、実際に幼稚園に来てみると、穏やかで、何人かの子どもたちと先生とでゆっくりお話ししたりして

関わるできていました。多動で、教室から出ていく子どもたちとはまた違う支援が必要で、その枠を決めるというのは何かちょっと違和感があります。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっと整理させてください。まず、真ん中の、先ほど議論になった文章は、委員がおっしゃってくださったような、個別支援の必要な配慮枠、とりあえずそこをまず抜いた形で上の文章をまとめてはいかがかということで、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を含め、多様な子どもたちを広く受け入れる。子どもたちに対する保育を広く発信するとともに、ということでしたね。通常学級の定員を現在の云々と最後まで、そこはそれでまとめてよろしいですか。よろしいですか。

御意見ありますか、どうぞ。

(野口委員)

先ほど委員がおっしゃったのは、私には受け止めとしては多様な幼児の受け入れをしますということを広く発信すると。現状、受け入れている数よりも、来期はもっと数が増えるのではないかとこのところを危惧されているのかなと感じております。

その場合に、35人の定員が25名に減ったとしても、先生の手が足りないのではないかとこのところと思います。その場合、加配の先生が何人つくとか、何人の子どもに対し何人つけますというのが事前に決まっていれば、受け入れもある程度できるのではないかなと思います。だから、今のところ25名を1人で見ます、特別な支援が必要な方が、今のところ枠を撤廃するならば仮に25人中10人入ってきたとなった時にどうするのか、というのが今問題になっているのではないかと思うので、そういった加配をつけますというような文言がもし記入できるのであれば、園の先生方も安心されるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(委員)

私も委員の意見におおむね賛成です。

前回のこの会でも入園時にどれだけわかって入園ができるか、手帳を持っている子が果たして3歳児にいるのかとかそういった意見がたくさんあったと思います。

そういった中でこの配慮枠を創設したとしても、なかなか難しいのではないかと、集団に入ってからこそ見えるという子どもたちもたくさんいます。

ですので、そういった配慮枠を創設するのではなく、このページの上のほうにも書いてありますが、複数担任制の導入が良いと思います。

今、委員がおっしゃったように、そうやって定員を減らすというよりも、気になる子どもたちに対しての加配を増やすほうが、現場としてもありがたいのではないかと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

その文章につきましては、多様な子どもたちを受け入れていく、と積極的に受け入れていきますよというようなことでまとめて、先ほど委員がおっしゃった、そのあとの文が、幼児の生命の安全上の課題から、こういうこともやりますというようなことがその下に書かれています。その三行下に、手厚い人的範囲配置が必要なことから、だから、市立幼稚園では手厚い人的配置をこう考えていきますよというのがここに含まれているかなという気がするんですね。だから、委員のほうではその最後に、具体的にはこういうことも考えられますというふうなことでつけ足していただいたと思いますが。

今までの御意見を考えますと、その加配ということも含めて、こういうことも考えられます。今後、必要に応じて加配の人数についても考えていきますよという含みを持っていると考えていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(委員)

私が先ほど、個別支援が必要な配慮枠は下のほうにつけるほうがいいのではないかと考えた理由は、まず一つは、枠を作って入ってくることができるお子さんは、その3歳とか4歳の時点だとやっぱり重度のお子さんであろうというふうに考えられるので、枠をつくるのであれば、重度の子どもだろうと思うんです。

ただ、委員がおっしゃる話もすごくわかって、つまり他の私立の幼稚園とか保育園と違って、市立の幼稚園だと、どんなに例えばその配慮が必要なお子さんがいても、基本的には加配が今まで付くことなく、担任の先生が一生懸命やっていたというところは多分あると思うんです。なので、そのところが、その枠をつくらないとどうしても加配が付けづらいという、その現状があるのかなとちょっと思いながら話を聞いていたんですが。

個別の特別支援が必要な配慮枠というのは、どうしても下にしかつけようがないんだけど、もし例えばここで、加配に関する基準等を明確につくっていき、それで通常学級の中での支援を充実することが求められますというような文言をつけるという形では難しいですか。

つまり、園の中で、このお子さんはその明確な障害認定はないかもしれないけれども、他の幼稚園・保育園で行われているような、いわゆるセンター等で意見書等をもらってきて、この子はちょっと個別的な支援とか配慮が必要だというふうなお子さんが例えば2人、3人いれば、1人はちゃんと加配をその学級につけて複数担任制にする、というような市立幼稚園における基準をつくるのが重要です、といったようなことを、その次のところで加えるというふうな形ではどうかなと思いましたが。それだと、事務局としては難しいですか？そういう曖昧な言い方だと、加配をつけるということは、やっぱり枠が欲しいわけですか？

(事務局)

報告書案の中に書いていくということは可能ですが、今、基準がないわけではなくて、加配の基準はあるわけです。だからそこをどんなふうにするのかというのは、既にあるところにまた基準をつくるということを書かすのかどうか。書いたほうがいいということであれば、書いても構わないとは思いますが、絶対変えてはいけないとか、そういうことはありま

せんで。

(委員)

加配をつけるということに関しては、恐らくその加配についての文言が今見たところないから、加配についての文言をこの中に入れるというのは、恐らくは皆さん賛同されるのではないかなと思いますが、問題はその実行性がどこまであるかというところがかなり疑問になってくるので、できれば我々も実行性がある形でこの後の政策として、例えば本当に人がちゃんとつくということが実現しそうな形で報告書を書きたいのですが、それがどういう書きぶりをすればいいのかなというのがちょっと悩ましいところだなと。

(委員長)

そこについてのご意見がありましたらどうぞ。

(委員)

加配の部分では、保育園だったらつく加配が幼稚園ではつかないとか、基準もあると思うので、やはりそこは何らかの加配を検討してもらいたいということは入れていただきたいなと思います。

枠の部分は幼稚園の園長先生方が入園の判断をする形なので、その判断のときどういう判断でしていくかということを教育委員会と御相談されながら、幼稚園としてどうしたいかということを今後されていく必要があるのかなと思います。

ただ、それが入園段階で判断するのが難しいのではないかというのが、今まで何回もこの中で出てきた部分なので、最初からもうそこをがっちり決めるのではなくて、やりながら御相談されていく時間が必要ではないかなと思います。

ですから、やはり加配の検討をしていくということは入れていただくと、幼稚園で今後受け入れていく中で定数の担任1人だけでなく加配が必要なこともあるのだと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

こういう文言がいいと、こういう文言が私たちの気持ちにぴったり合っているという言葉がありましたらお出しいただいて、もしなければ、皆さん方の、この委員会の意見というのを事務局も受け止めていただいたと思いますので、今後、こちらに一任していただいて、その文言を上手な形でここに入れていただくということでよろしいでしょうか。

よろしいですか皆さん。はい。お願いいたします。

修正点の確認です。

ここの特別支援教育の充実に関しては、一部の文言の修正と、委員からお出しいただきました、入園時にはその判別が非常に難しい、基準をつくるのが難しいというような御意見を付け加える、その2点でよろしいですか。

はい。では、特別支援教育に関するところは、そこで、一応、よしとさせていただきます

と思います。

では次は15ページの幼小連携の推進に移らせていただきます。幼小連携に関しましては、(1) 幼少接続カリキュラムの充実と活用促進、(2) 幼稚園教諭と小学校教諭の連携、(3) 異年齢交流活動の充実、(4) 移行支援シート・就学支援シートの活用、最後に(5) 就学支援プログラム(仮称)の開発と指導者育成ということで示してあります。16ページの(5) 就学支援プログラム(仮称)の開発と指導者育成については、第4回の委員の御意見を受けて、事務局で新たに追加していただいた項目です。

ここにつきまして、御意見がありましたらどうぞ。

幼小連携の推進について、この委員会で話し合ってきたことが十分この中に収められているかというところで、検討委員会における意見のところを確認していただければと思います。

御意見がなければ、幼小連携の推進につきましては原案どおりということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では次、18ページ、幼稚園教諭等の資質向上についてです。

幼稚園教諭等の資質向上につきましては、(1) 専門研修・派遣研修の充実、(2) 中核人材の育成、(3) 巡回相談ということでまとめられています。

18ページの下、(2)中核人材の育成につきましては、委員の皆様方からの御意見を受けて、事務局でさらに追加していただいた項目です。

そこについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

資質向上については市立幼稚園も含め、課題の大きな一つでもあると思いますが、御意見ございませんか。

(委員)

この中核人材の育成については、ちょうど今、真ん中の先生方が少しいない状態です。40代50代が多くて、そしてまた20代の先生方が入ってこられていて、30代の中核の先生方が薄い状態ですので、これから採用していただいた先生方が育っていく中で、こういう経験をいただければありがたいと思っています。

ただ、幼稚園の職員状況が厳しいというのが実情ですので、これをどのような形で実現をするのかというのはこれからの課題かと思っています。現状としては、休みも取りづらい状況の中でやっていますので、この先生方をどうやって研修に出していくか、経験をさせていただくかということが課題であるというふうに感じています。

(委員)

平成29年度に幼稚園の教育要領が変わりました。そういったことも考えますと、特別支援教育だけではなく、ちょうど中堅の方々、29年度以前に学んだ方々が、新しい教育要領をご存じなく、また教育・研修をするということが保育園・幼稚園も含めて今課題となっているかと思っています。

そういったことを鑑みますと、特別支援教育も含めて、こういった中堅の方の人材育成というのはぜひとも積極的にやっていただけたらなと思っております。

(委員長)

御意見としていただきました。

はい、委員、お願いします。

(委員)

子ども発達支援センターで10年以上、発達支援コーディネーターの養成をやっておりまして、対象は保育園がほとんどなんですが、園から1人推薦していただいて、その方に発達障害保育のリーダーになっていただく。それから外とのやりとりのときにもその人を中心にやってもらうというような、そういう人材になっていただくようなことを目指してやってきました。これまでに市内の97%ぐらいの園から参加していただいて、当初の目的は達成したところです。現在は次の段階に移って、その人たちが実際に力を発揮していただけるようなことを考えて活動しているところです。

(委員長)

ありがとうございます。

資質向上の面で、文言についての御意見はございませんか。

はい、ではお願いいたします。

(委員)

(1) 専門研修・派遣研修の充実の検討委員会における意見の上の意見ですが、「幼稚園や保育所等の園の先生方の力をつけていただければ、必ずしも児童発達支援事業所に通わなくても」というくだりがあるのですが、実際こういう御意見があったんでしょうか、少し表現が。その前の14ページでは、児童発達支援事業所との連携を挙げてあるにも関わらず、こういう意見がありましたということで載せてある分には構わないのかなと思いますが、ちょっと文言が。表現を少し変えていただければと思います。これを見たら児童発達支援事業所は必要ないのかというように受け取られるのではないかと思います。

(委員長)

多分、皆さんうなずいてらっしゃるので同じ御意見かと思いますが、文言にするとしたらどのようにしたらよろしいですか。御意見ください。

はい。お願いします。

(委員)

もう2行の文章を取ってしまったほうがすっきりするかなと思います。

(委員長)

2行を取るということですね。

残るのは、「ことばの教室」「あゆみの教室」での指導を経験した教諭等のうち、さらに高い専門性や知識を有する職員を育成し、職員のスキルアップを目的とした巡回指導や職場研修で実践的に知識やノウハウを伝え、特別な配慮を必要とする幼児へきめ細かな対応ができる人材を育成する。」これだけにするとということですね。

(委員)

私もここを削除したほうがいいなと思って、こんな意見あったかなと思いながら聞いていたのですが、むしろこれは、全ての通常学級の先生たちにも特別支援に関する基本的な資質を身につけてもらうという意見のほうがこの会の中で多かったような気がしますので、そのあゆみの教室とかことばの教室の先生たちのスキルアップに加えて、通常学級担任の先生方にもそれを学んでいただくというのが、その意見のほうがむしろこの2行の代わりに入ったほうがいいなと思いましたが。

(委員長)

そうすると、どのような文言にいたしましょう。

(委員)

それもその事務局の中で御検討いただいていいのではないかと思います。

(委員長)

通常学級を含め、全ての先生方が資質を高めていくというような方向性ですね。その文言をこの上の2文の代わりに入れるという形で、こちらのほうに任せて、事務局と相談しながら決めるということではよろしいですか。

はい、それでは、ほかにはございませんか。

(委員)

先ほど私が言った発達支援コーディネーターの件につきましては、また時期を見て、色々周知を図っていきたいと思います。今回のこの意見としては結構です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

では、幼稚園教諭等の資質向上については(1)の部分の検討委員会における意見の上の文書を省いて、別に、通常学級も含め、全ての先生方のスキルアップの件を盛り込むという形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、次へ移らせていただきます。

20ページをごらんください。4家庭教育支援の充実です。家庭教育支援の充実に関しましては、(1)保護者等への理解促進、(2)幼児教育相談の充実です。

保護者の理解促進につきましては、委員の皆様方からの御意見を受けて、事務局で新たに追加していただいた項目です。

ここににつきまして御意見をお願いいたします。

(委員)

(1)保護者等への理解促進の検討委員会における意見で、「発信していくのが難しい健診の必要性や～」とあります。公の健診は1歳半と3歳でされておりますよね。そのことですか？

(委員長)

どういう意味ですかということですね。検討委員会の意見の中の、「・私立の幼児教育施設から発信していくのが難しい健診の必要性や特別支援の重要性等について～」というところですが。これはなかなか、それぞれ個々の幼稚園がやっているの、そこからいろんな理解やいろんな受け止め方があって、一律に発信していくのが難しい状況にある部分があるというようなことかなと思いますが。ほかにご意見ありますか。

(委員)

私も、委員と一緒に、この話があったかなと考えていましたが、現状として、委員が言ってくださったように、健診の必要性とか特別支援の重要性は、ウエルパルの子ども発達支援センターなどからたくさん出していただいている、園が作成するよりもそちらからいただいたものを保護者に配布することのほうが多いので、この文言について、どうとらえていいかと思っています。健診の必要性等々につきましては、市や各施設から出していただいていると受け止めています。

(委員長)

市立幼稚園が作成するというよりも、ということですね。

(委員)

健診について言えば、区役所から個々の家庭に通知がいくはずですから、特に、健診については必要ないのではないかと思うんですよね。

(委員長)

事務局の方でここはどういうことでしたか。

(事務局)

確認します。

(委員長)

その間、皆様、ご意見いかがですか。

(委員)

同じく(1)の保護者等への理解促進のところ、上から3行目の「保護者の理解不足」は、少し表現が直接的ではないかと、保護者の方がどう思われるか、保護者の理解不足というのはあるのかもしれないが、そのあとに「適切な支援につながらず」というくだりに続くので、少し表現が気になりましたが、皆さん方どうでしょうか。これだけが適切な支援につながらないということではないと思いますが、保護者の理解不足という言葉、どうなのでしょう。

(委員)

はい。私もそう思っておりました。これは保護者の理解不足というよりも、理解不足ということはイコール保護者にも支援が必要だということではないかと思しますので、そういった寄り添うような表現にしたほうがいいのではないかと思います。

(委員長)

表現について検討が必要ということですね。

ほかございますか。

(委員)

では、ポジティブな表現のほうに変えたほうがいいですかね。例えば、特別な配慮を必要とする幼児については、早期発見と早期支援が必要です。適切な支援により、幼児がその後の学校生活等に円滑に移行できるようにしていく必要があります、というような、ポジティブな方向で書いて、そのための保護者の理解を促すための施策が必要だというような意味で。

あと少し細かなところですが、「市立幼稚園がリーフレット等を作成し」となっていますが、このリーフレット作成は市立幼稚園がするのかとちょっと思いました。市立幼稚園はモデルというか在り方の実践をしていただいて、それを最終的には教育委員会がまとめてリーフレット作成すべきだろうと思いますが、ここの主語が市立幼稚園となっているのがどうかと思いました。

(委員長)

最初のところは、そこを省いてもいいというような御意見だったかと思えます。適切な支援により、幼児がその後の～というところですね。その文言を？

(委員)

ポジティブな方向に書いて、適切な支援をすれば、そのあと円滑に行く可能性があるよねというような方向で指摘したほうがいいのかなど。

(委員長)

そういう表現にするということですね。

(委員)

適切な支援によって、幼児がその後の学校生活等に円滑に移行できるようにしていくことが大切です、とかそういう方向で。

(委員長)

円滑な学校生活に繋がるようにすることが大切です、というような表現にここを変えてということですね。

それから、市立幼稚園がリーフレットを作成するのではなく、市立幼稚園はその在り方とかその実践の面を担うということなので、ここは文言を変えたほうがいいということです。

文言については、事務局とこちらのほうに一任していただいてよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

では、保護者等への理解促進について、それから検討委員会の意見のところ、ここは、それに合わせた文言に変えていく必要はありますね。

(事務局)

先ほどの健診の必要性のところについて、委員の発言の中から一つ取ってきているということでしたが、健診の必要性というのを市でしっかり出していくということで。あまり重要な部分ではなかったのかもしれないですが、小冊子などを作成して啓発というのもやってほしいというようなことだったのだと思います。ただ、この上の部分につながる内容に少し変えていきたいと思います。

(委員長)

そこは一任していただいてよろしいですか。はい。

では、家庭教育支援の充実について、御意見がほかにありましたらどうぞ。

よろしいですか。

もう一度、確認をさせていただきます。全体として、もう一度見ていただいて、ここはもう一度検討が必要というところがありましたら、御意見等どうぞ。1 特別支援教育の充実から、最後の4家庭教育支援の充実まで、全体を通して最後の御意見です。

はい。お願いいたします。

(委員)

18ページの3幼稚園教諭等の資質向上で、文言の追加について考えていました。先ほど委員が1番最初におっしゃったように、幼稚園の先生がたの人数が足りてない状態で研修に出すことができるのかというお話をされたと思いますが、保護者としては、研修が今後増えてくることに関して、幼稚園での保育の質の低下とか、園の先生方が無理をすることで体調

を崩されるとかにつながるのを非常に危惧するところではあります。

ですので、なかなか文章に入れるのは難しいとは思いますが、保育に支障が出ない範囲で先生の研修というような、研修に行かせるための仕組みが必要だと思います。園に1人、任せて出さないというのではなくて、きちんとした仕組みをつくった上で研修というものを行っていただけないかと、保護者の立場から思うところはございます。

(委員長)

はい、そこ辺りを配慮した文言で入れていけたらと思います。

ほかにございませんか。

では一応、全体を通してご覧いただきましたので、もう一度、再確認を最後にさせていただきます。

まず、1 特別支援教育の充実に関しましては、まず、12 ページに御意見をいただきました。中程のところ「個別支援が必要な配慮枠」というところをどこにどう取り入れていくかというところで様々な御意見をいただきました。文言は、「市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を含め、多様な子どもたちに対する保育を受け入れることを広く発信するとともに、通常学級の定員を現在の35名から25名程度に見直すことで職員体制の充実を図り、幼児一人一人のニーズに応じたきめ細やかな教育・保育を提供していくことが重要です。」そこにもう一つ文言を、十分手厚い人的配置ができるような、その加配についての文言を入れてほしいという御意見がありました。そういうことでよろしいですか。はい。

次の13 ページ、最初に委員のほうから御意見がありました、1 番上の枠の中にもう1つ文章を入れていただきたいというようなことがございました。「入園時には非常にまだ発達も未発達の状態の3歳児4歳児では、重度あるいは軽度という、そういう判別が非常に難しい時期である。」ですから、その基準をつくるのが難しいというようなことを、文章としてそこにもう一つ入れ込むという御意見をいただきました。

それから、2の幼小連携の推進につきましては特になかったかと思えます。

(委員)

細かいことですが、16 ページ(3) 異年齢交流活動の充実の、検討委員会における意見のところで、「幼稚園児と中学校・高校生の交流」とありますが、前の文章からいくと「幼稚園児と、小学生、中学生の交流により」の間違いかと思ったのですけれど。

(委員)

私の意見もちょっと入っているかと思いますが、子どもは、特に1歳未満はとても小さい時は大変なので、虐待防止の観点から申し上げました。高校生にもぜひ交流していただきたい。そういう小さい子は市立幼稚園にはいないので、保育園とかと大いに連携することにもなるのではないかと、というようなことを申し上げました。

(委員長)

委員の御意見は、前半が幼稚園・小学校・中学校となっているので、後半のところは小学生は要りませんかということですよ。

(委員)

前の文章からすると「幼稚園児と小学生、中学生の交流により」と思いました。委員の仰る高校生との交流ももちろんいいと思いますが、その前半に「一体的に整備することで」というところには「幼稚園児と小学生・中学生」と書かれているので。

高校生が入っていてもいいと思いますが・・・でも市立高校がありましたね。

(委員)

ここに入らなくても、関係者が認識を持っていただければいいです。

(委員)

むしろその高校生については、ここの幼小連携というよりは、家庭教育支援のほうに近いかなと今思いました。高校生にもそういった、いわゆる保育体験や幼稚園児と触れ合う機会を確保することで、いわゆる家庭教育支援につなげるべきではないかと。高校生についてのお話を入れるなら、そちらに移して意見の中に入れてはどうかなと思いましたが。

(委員長)

そうしますと、文章的に前とのつながりを考えると「幼稚園児と小学生、中学生さらに高校生も含め、その交流によりその拠点としての役割を担っていく必要がある。」

入れたほうがすんなりいくんではないかという御意見ですが、そこはこのような文でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

今、委員のおっしゃった高校生の家庭教育支援の部分はいかがいたしましょう。

(委員)

(3)に入れるならそれでもいいと思います。もし(3)に入れると浮くとか、意味が伝わらないなということであれば、4の家庭教育支援の充実の一つとして入れたほうが、前半の「幼稚園・小学校・中学校を一体的に整備」というところと齟齬がなくて一番スムーズに意図が伝わるかなと思いましたが、そこはお任せします。

(委員長)

はい、では、今のような形で「小学生」を入れるということでお願いいたします。

では次、18ページの3幼稚園教諭等の資質向上については、(1)専門研修・派遣研修の充実のところ御意見をいただきました。

検討委員会における意見の1項目はもう省いていいのではないかなというように。代わりに、もう一つ入れてほしいというのが、通常学級も含め、全ての先生方が、専門研修を受

けて、さらに力を高めていく必要があるという、そういう仕組みをつくっていくというようなことを付け足す、ということだったかと思います。

それから最後の20ページの4家庭教育支援の充実については、保護者等への理解促進の部分の文言について、余りふさわしくないのではないかなというようにことがございました。一つは、保護者の理解不足という文言がどうかという御意見、市立幼稚園がリーフレットを作成し、となっていますが、それらをどう表現したらいいかということであったかと思います。そこは事務局と検討しながら、さらにふさわしい文言を考えていければと思いますので、お任せいただければと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

一応、今のようなことで、最終的に私たちがこれまで話合いを進めてきましたことをできるだけ伝えられるような文言にとまとめて参りましたが、なかなか上手く十分に受け入れることが出来たかなという疑問に思っております。

さらに御意見等ありましたら、後日でも意見をいただければ、最終的なものに少し御意見として受け止めさせていただければと思います。

報告書の作成に向けての御意見をたくさんいただきました。できるだけ皆様方の意に尽くせるような形で報告書修正を進めていけたらと思っています。

細部につきましては、後日、私と事務局とで調整させていただいてよろしいでしょうか。

はい、委員、どうぞ。

(委員)

今日の議論にのらなかった9ページ、これも細かい言葉のニュアンスですが、下から2行目、「また、家庭や親子を取り巻く大人の特別支援教育に関する理解不足により」という文章があり、「家庭や親子を取り巻く大人の」、この「大人の」は「理解不足」にかかる言葉かと思うのですが、この「大人」という言葉は、そのあとに続く文章を見て「家庭や親子を取り巻く地域社会の」というような表現がいいのではないかと思いました。事務局でも御検討いただけたらと思います。

(委員長)

9ページの下から4行目。「家庭や親子を取り巻く大人」というところ。「大人の特別支援教育に関する理解不足により」とつながっていくので、この表現を検討してほしいということでした。ありがとうございます。

他よろしいですか。

はい。委員どうぞ。

(委員)

同じ9ページの(3)の小学校との連携のところ、上から4行目。「年に数回、各中学校区の幼児教育施設と小学校の教職員が」となっていますが、「小中学校の教職員」と入れてください。

(委員長)

「小中学校の教職員」ですね。はい、ありがとうございます。
ほかよろしいですか。
ありがとうございました。丁寧に読んでいただいて。
委員どうぞ。

(委員)

その後続く、「幼小中連携の日」です。「中」を入れていただくと。

(委員)

今、「保幼小中連携の日」といいます。

(委員長)

はい。大変細かに読んでいただきましてありがとうございます。御意見いただいたことをぜひ修正した形で提案出来たらと思います。

また、この報告書の手交付式については、報告日を令和3年8月23日とし、当日、皆様を代表して私のほうから、教育長にお手渡しする形になります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

補足になります、手交付式後には記者会見及び関係資料の公開を行う予定にしております。

また、皆様には当日事務局から、答申書、報告書を送付させていただきたいと考えております。

(委員長)

本会議の議事録は事務局で作成していただき、委員の皆様へ送付されますので、さらに御確認をいただきますようお願いいたします。その後、こちらで最終確認をさせていただき確定させていただくという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではそのように取扱いをさせていただきます。

では、以上をもちまして、第5回市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会を閉会いたします。

皆さん方の御意見を十分集約することが出来ませんでしたけれども、私自身はいろいろな立場の皆様方からの御意見をお伺いして学ばせていただいたことがたくさんあって、今後に生かせたらなと思っているところです。本当にありがとうございました。

では事務局のほうにお返し致します。

(事務局)

教育次長でございます。今日は第5回、最終回、皆様本当にお疲れさまでございました。

また、進行していただきました、亀井委員長、本当にありがとうございました。

私から一言御礼を申し上げます。5月21日にスタートした本検討委員会では、市立幼稚園の現状と課題、その役割を明確にするとともに、今回は特別支援教育の充実ということを中心に、今後の市立幼稚園の在り方、そしてその具体的な運営方法について、委員の皆様、それぞれのお立場、専門性から御意見を出していただき議論していただきました。

私ごとになりますが、10数年前、私指導課の幼稚園担当として、4年間、幼稚園の先生方と一緒に関わらせていただきました。当時は毎年、幼稚園は研究発表会をしており、どうしたら市立幼稚園の良さ、保育研究の方向性を広く理解していただけるかということで、幼稚園を回らせていただき、先生がたと議論したことを思い出します。また当時の教育総務課長をチーフに、全ての園の先生がたにお集まりいただいて、真剣にこれからの市立幼稚園の在り方を議論したことを覚えております。その頃にはまだ特別支援教育というのはこういうテーマで議論したことはありません。

しかし、今回皆様に議論していただきましたことと同じように、本当にどうしたら子どもたちに十分な支援ができるのか、そのために幼稚園はどういう関わりができるのか。またそのための研修の在り方はどうかということを紳士に向き合い、議論したことを覚えております。

今日は特に、報告書の内容を見ていただき、特に個別な支援が必要な子どもの受け入れ、また入る枠ということについての考え方も時間をとって議論をしていただきました。今回、おまとめいただく報告書をもとに、今後の市立幼稚園の基本計画策定に向けて進んでいきたいと思っております。

短い期間でございましたが、この委員会のために時間を割いていただき本当にありがとうございました。今後も機会がありましたら、市立幼稚園の目指す方向について皆様の御意見を伺いながら次のステップに進んでいきたいと思っております。本当にありがとうございました。